

改正案	現行
<p>第五条 収用委員会は、送達を受けるべき者の住所、居所その他送達すべき場所を確知することができない場合又は前条第二項の規定によることができない場合においては、公示送達を行うことができる。</p> <p>2 公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付する旨を都道府県の公報に掲載し、かつ、国土交通省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を都道府県の揭示場に揭示し、又はその旨を都道府県の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとるにより行うものとする。</p> <p>3 収用委員会は、必要があると認めるときは、収用し、若しくは使用しようとする土地（法第五条に掲げる権利を収用し、又は使用する場合にあつては当該権利の目的であり、又は当該権利に関係のある土地、河川の敷地、海底、水又は立木、建物その他土地に定着する物件、法第六条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、又は使用する場合にあつては立木、建物その他土地に定着する物件、法第七条に規定する土石砂れきを収用する場合にあつては土石砂れきの属する土地）の所在する市町村の長若しくは送達を受けるべき者の住所若しくはその者の最後の住</p>	<p>第五条 収用委員会は、送達を受けるべき者の住所、居所その他送達すべき場所を確知することができない場合又は前条第二項の規定によることができない場合においては、公示送達を行うことができる。</p> <p>2 公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付する旨を都道府県の揭示場に揭示するとともに都道府県の公報に掲載して行うものとする。</p> <p>3 収用委員会は、必要があると認めるときは、収用し、若しくは使用しようとする土地（法第五条に掲げる権利を収用し、又は使用する場合にあつては当該権利の目的であり、又は当該権利に関係のある土地、河川の敷地、海底、水又は立木、建物その他土地に定着する物件、法第六条に掲げる立木、建物その他土地に定着する物件を収用し、又は使用する場合にあつては立木、建物その他土地に定着する物件、法第七条に規定する土石砂れきを収用する場合にあつては土石砂れきの属する土地）の所在する市町村の長若しくは送達を受けるべき者の住所若しくはその者の最後の住</p>

所の属する市町村の長に対して公示送達があつた旨を当該市町村の掲示場に掲示し、若しくはその旨を当該市町村の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができ、状態に置く措置をとることを求め、又は公示送達があつた旨を官報に掲載することができる。

4 市町村長は、前項の求めを受けた日から一週間以内に、当該求めに係る措置をとらなければならない。

5 収用委員会が第二項の規定による措置をとつたときは、当該措置（都道府県の公報に掲載する措置を除く。）を開始した日の翌日から起算して二十日を経過した時に送達があつたものとみなす。

第六条の二 前条第二項から第四項までの規定によるほか、第五条の規定は、法第四十五条第一項、第四十六条第二項、第四十六条の四第三項、第九十四条第五項、第二百二条の二第三項、第二百二十二条第三項及び第二百二十三条第三項の規定により通知をする場合に準用する。この場合において、第五条第一項中「前条第二項」とあるのは「第六条第三項」と、同項から同条第三項までの規定中「公示送達」とあるのは「公示による通知」と読み替えるほか、次の表の第一欄に掲げる規定により通知をする場合については、それぞれ同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

所の属する市町村の長に対して公示送達があつた旨を掲示することを求め、又は公示送達があつた旨を官報に掲載することができる。

4 市町村長は、前項の求めを受けた日から一週間以内に、当該市町村の掲示場に掲示しなければならない。

5 収用委員会が第二項の規定による掲示及び掲載をしたときは、その掲示を始めた日の翌日から起算して二十日を経過した時に送達があつたものとみなす。

第六条の二 前条第二項から第四項までの規定によるほか、第五条の規定は、法第四十五条第一項、第四十六条第二項、第四十六条の四第三項、法第九十四条第五項、法第二百二条の二第三項、法第二百二十二条第三項及び法第二百二十三条第三項の規定により通知をする場合に準用する。この場合において、第五条第一項中「前条第二項」とあるのは「第六条第三項」と、同項から同条第三項までの規定中「公示送達」とあるのは「公示による通知」と読み替えるほか、次の表の第一欄に掲げる規定により通知をする場合については、それぞれ同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

	法第四十六 条の四第三 項		法第二百二 条の二第三 項				
項	第五 条第一 項		第五 条第一 項、第三 項、第五 項	項	第五 条第二 項	項	第五 条第三 項
道府県の公報に	交付する旨を都		収用委員会		交付する		収用委員会は、 場合においては
	交付する旨を		都道府県知事		起業者が交付する		収用委員会は、起 業者が 場合においては、 起業者の求めによ り、その者のため に

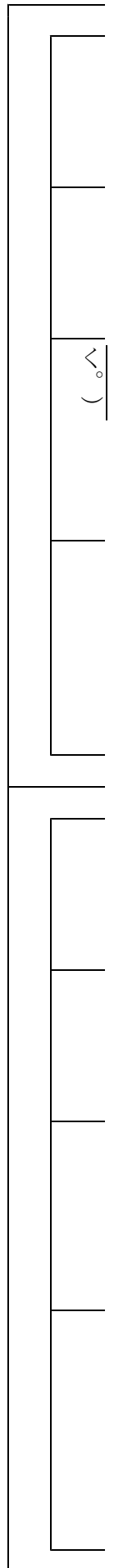
	法第四十六 条の四第三 項		法第二百二 条の二第三 項				
項	第五 条第一 項		第五 条第一 項、第三 項、第五 項	項	第五 条第二 項	項	第五 条第三 項
場に掲示すると	都道府県の掲示		収用委員会		交付する		収用委員会は、 場合においては
掲示して	市町村の掲示場に		都道府県知事		起業者が交付する		収用委員会は、起 業者が 場合においては、 起業者の求めによ り、その者のため に

項 第五条第三			
掲載し、かつ、	都道府県の掲 示場	都道府県の事務 所	収用委員会
	市町村の掲 示場	市町村の事務 所	市町村長
			所在する市町村の長若しくは
			所在する都道府県の収用委員会に対して公示による通知があつた旨を都道府県の公報に掲載するとともに、その旨が記載された書面を都道府県の掲示場に掲示し、若しくはその旨を都道府県の事務

項 第五条第三			
ともに都道府県の公報に掲載して			収用委員会
			市町村長
			所在する市町村の長若しくは
			所在する都道府県の収用委員会に対して公示による通知があつた旨を都道府県の公報に掲載するとともに、その旨が記載された書面を都道府県の掲示場に掲示し、若しくはその旨を都道府県の事務

	項 第五条第五		項 第五条第四	
載する措置を除	当該措置（都道府県の公報に掲載する措置を除	収用委員会	市町村長は、前項の	
	当該措置	市町村長	前項の求めを受けた収用委員会又は市町村長は、それぞれ、その	所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができ、その状態に置く措置をとることを求め、

	項 第五条第五		項 第五条第四	
掲示及び掲載	収用委員会	当該市町村	市町村長は、前項の	
掲示	市町村長	都道府県の掲示場に掲示するとともに都道府県の公報に掲載し、又は当該市町村	前項の求めを受けた収用委員会又は市町村長は、それぞれ、その	



改正案	現行
<p>（物件を保管した場合の公示事項）</p> <p>第一条 成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法（以下「法」という。）第三条第十二項の政令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 保管した工作物その他の物件の名称又は種類、形状及び数量 二 当該物件を除去した日時及び場所 三 当該物件の保管を始めた日時及び保管の場所 四 前三号に掲げるもののほか、当該物件を返還するため必要と認められる事項 <p>（物件を保管した場合の公示方法）</p> <p>第二条 法第三条第十二項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 保管を始めた日から起算して六月間、前条各号に掲げる事項を国土交通省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、これらの事項が記載された書面を法第二条第三項の規制区域内の国土交通大臣が告示で定める場所に設けられる掲示板に掲示し、又はこれらの事項を当該場所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧を 	<p>（物件を保管した場合の公示事項）</p> <p>第一条 成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法（以下「法」という。）第三条第十二項（法第五条第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の政令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 保管した工作物その他の物件の名称又は種類、形状及び数量 二 当該物件を除去し、又は一時保管した日時及び場所 三 当該物件の保管を始めた日時及び保管の場所 四 前三号に掲げるもののほか、当該物件を返還するため必要と認められる事項 <p>（物件を保管した場合の公示方法）</p> <p>第二条 法第三条第十二項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して六月間、法第二条第三項の規制区域内の国土交通大臣が告示で定める場所に設けられる掲示板に掲示すること。

することができ、状態に置く措置をとること。

二 前号の規定による措置を開始した日から起算して十四日を経過してもなおその措置に係る物件の返還を受けるべき者を確知することができないときは、前条各号に掲げる事項の要旨を官報又は新聞紙に掲載すること。

(物件を一時保管した場合の公示事項等)

第三条 前二条の規定は、法第五条第三項において準用する法第三条第十二項の規定による公示について準用する。この場合において、第一条第一号中「工作物その他の物件」とあるのは「物件」と、同条第二号中「除去した」とあるのは「一時保管した」と読み替えるものとする。

二 前号の掲示を始めた日から起算して十四日を経過してもなおその掲示に係る物件の返還を受けるべき者を確知することができないときは、その掲示した事項の要旨を官報又は新聞紙に掲載すること。

(新設)

改正案	現行
<p>（書類の送付に代わる公告）</p> <p>第五十二条 法第二百七十九条第一項の規定による公告は、その公告すべき内容（以下この条において「公告内容」という。）を官報、公報その他国土交通省令で定める定期刊行物に掲載し、かつ、公告内容を国土交通省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、掲示等の措置（公告内容が記載された書面を施行地区内の適当な場所に掲示し、又は公告内容を当該場所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をいう。以下この条において同じ。）をとることにより行わなければならない。ただし、防災街区整備事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合は、公告内容を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くことを要しない。</p> <p>2 前項本文の規定により掲示等の措置がとられたときは、当該施行地区の属する市町村及び書類の送付を受けるべき者の住所又はその者の最後の住所の属する市町村の長は、当該掲示等の措置がとられている旨の公告をしなければならない。この場合において、施行者は、市町村長に当該市町村長が行うべき公告の内容を通知しなければならない。</p> <p>3 第一項本文の規定による公告内容を不特定多数の者が閲覧する</p>	<p>（書類の送付に代わる公告）</p> <p>第五十二条 法第二百七十九条第一項の規定による公告は、官報、公報その他国土交通省令で定める定期刊行物に掲載して行うほか、施行者がその公告すべき内容を施行地区内の適当な場所に掲示して行わなければならない。</p> <p>2 前項の場合においては、当該施行地区の属する市町村及び書類の送付を受けるべき者の住所又はその者の最後の住所の属する市町村の長は、同項の掲示がされている旨の公告をしなければならない。この場合において、施行者は、市町村長に当該市町村長が行うべき公告の内容を通知しなければならない。</p> <p>3 第一項の掲示は、前項の規定により市町村長が行う公告のあつ</p>

ことがで
きる状態に置く措置及び掲
示等の措置は、前項の規定に
より市町村長が行う公告のあ
った日から十日間行わなけれ
ばなら
ない。

4 法第二百七十九条第二項の公告の日は、前項の規定により行う措置の期間の満了日とする。

た日から十日間しな
ければなら
ない。

4 法第二百七十九条第二項の公告の日は、前項の規定により行う掲示の期間の満了日とする。

改正案	現行
<p>第八条 市町村長は、法第三十五条第三項の規定により通知をする場合において、通知を受けなければならないとき又は前条第三項の規定による場所を確知することができないとき又は前条第三項の規定によることができないときは、公示による通知を行うことができる。</p> <p>2 公示による通知は、通知すべき書類を通知を受けなければならない者にも交付する旨を国土交通省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を市町村の掲示場に掲示し、又はその旨を市町村の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行うものとする。</p> <p>3 市町村長は、必要があると認めるときは、事業区域の所在する都道府県の知事に対して公示による通知があった旨を都道府県の公報に掲載するとともに、都道府県の掲示場に掲示し、若しくはその旨を都道府県の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることを求め、通知を受けなければならない者の最後の住所の属する市町村の長に対して公示による通知があった旨を当該市町村の掲示場に掲示し、若しくはその旨を当該市町村の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものを閲覧をすることができる状態に置く措置をとることを求め、又は公示による通知がある</p>	<p>第八条 市町村長は、法第三十五条第三項の規定により通知をする場合において、通知を受けなければならないとき又は前条第三項の規定による場所を確知することができないとき又は前条第三項の規定によることができないときは、公示による通知を行うことができる。</p> <p>2 公示による通知は、通知すべき書類を通知を受けなければならない者にも交付する旨を市町村の掲示場に掲示して行うものとする。</p> <p>3 市町村長は、必要があると認めるときは、事業区域の所在する都道府県の知事に対して公示による通知があった旨を都道府県の掲示場に掲示するとともに都道府県の公報に掲載することを求め、通知を受けなければならない者の最後の住所の属する市町村の長に対して公示による通知があった旨を掲示することを求め、又は公示による通知があった旨を官報に掲載することができる。</p>

った旨を官報に掲載することができる。

4 前項の求めを受けた都道府県知事又は市町村長は、それぞれ、その求めを受けた日から一週間以内に、当該求めに係る措置をとらなければならない。

5 市町村長が第二項の規定による措置をとったときは、当該措置を開始した日の翌日から起算して二十日を経過した時に通知があったものとみなす。

第九条 前条の規定は、法第三十六条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定により都道府県知事が通知をする場合に準用する。この場合において、前条第二項中「交付する旨を」とあるのは「交付する旨を都道府県の公報に掲載し、かつ、」と、「市町村」とあるのは「都道府県」と、同条第三項中「所在する都道府県の知事に対して公示による通知があった旨を都道府県の公報に掲載するとともに、都道府県の掲示場に掲示し、若しくはその旨を都道府県の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることを求め、」とあるのは「所在する市町村の長若しくは」と、同条第四項中「前項の求めを受けた都道府県知事又は市町村長は、それぞれ、その」とあるのは「市町村長は、前項の」と、同条第五項中「当該措置」とあるのは「当該措置（都道府県の公報に掲載する措置を除く。）」と読み替えるものとする。

4 前項の求めを受けた都道府県知事又は市町村長は、それぞれ、その求めを受けた日から一週間以内に、都道府県の掲示場に掲示するとともに都道府県の公報に掲載し、又は当該市町村の掲示場に掲示しなければならない。

5 市町村長が第二項の規定による掲示をしたときは、その掲示を始めた日の翌日から起算して二十日を経過した時に通知があったものとみなす。

第九条 前条の規定は、法第三十六条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定により都道府県知事が通知をする場合に準用する。この場合において、前条第一項、第三項及び第五項中「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同条第二項中「市町村の掲示場に掲示して」とあるのは「都道府県の掲示場に掲示するとともに都道府県の公報に掲載して」と、同条第三項中「所在する都道府県の知事に対して公示による通知があった旨を都道府県の掲示場に掲示するとともに都道府県の公報に掲載すること求め、」とあるのは「所在する市町村の長若しくは」と、同条第四項中「前項の求めを受けた都道府県知事又は市町村長は、それぞれ、その」とあるのは「市町村長は、前項の」と、「都道府県の掲示場に掲示するとともに都道府県の公報に掲載し、又は当該市町村」とあるのは「当該市町村」と、同条第五項中「掲示をした」とあるのは「掲示及び掲載をした」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>（書類の送付に代わる公告）</p> <p>第二十五条 法第九十六条第一項の規定による公告は、その公告すべき内容（以下この条において「公告内容」という。）を官報、公報その他国土交通省令で定める定期刊行物に掲載し、かつ、公告内容を国土交通省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、<u>掲示等の措置（公告内容が記載された書面を書類の送付を受けるべき者がその権利を有する再生前マンションの敷地若しくは再建敷地若しくは隣接施行敷地（法第八十一条の建築工事又は更新工事の完了の公告の日以後にあつては、再生後マンションの敷地。次項において同じ。）の区域内の適当な場所に掲示し、又は公告内容を当該場所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をいう。以下この条において同じ。）をとることにより行わなければならない。ただし、マンション再生事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合は、公告内容を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くことを要しない。</u></p> <p>2 前項本文の規定により掲示等の措置がとられたときは、同項の再生前マンションの敷地若しくは再建敷地又は隣接施行敷地の所在地の市町村長及び書類の送付を受けるべき者の住所又はその者</p>	<p>（書類の送付に代わる公告）</p> <p>第二十五条 法第九十六条第一項の規定による公告は、<u>官報、公報</u>その他国土交通省令で定める定期刊行物に掲載し、かつ、<u>書類の送付を受けるべき者がその権利を有する再生前マンションの敷地若しくは再建敷地又は隣接施行敷地（法第八十一条の建築工事又は更新工事の完了の公告の日以後にあつては、再生後マンションの敷地。次項において同じ。）の区域内の適当な場所に掲示して行わなければならない。</u></p> <p>2 前項の場合においては、同項の再生前マンションの敷地若しくは再建敷地又は隣接施行敷地の所在地の市町村長及び書類の送付を受けるべき者の住所又はその者の最後の住所の所在地の市町村</p>

の最後の住所の所在地の市町村長は、当該掲示等の措置がとられている旨の公告をしなければならない。この場合において、施行者は、市町村長に当該市町村長が行うべき公告の内容を通知しなければならない。

3 第一項本文の規定による公告内容を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置及び掲示等の措置は、前項の規定により市町村長が行う公告のあった日から十日間行わなければならない。

4 法第九十六条第二項の公告の日は、前項の規定により行う措置の期間の満了日とする。

(書類の送付に代わる公告)

第三十四条 法第五十九条第一項の規定による公告は、その公告すべき内容(以下この項において「公告内容」という。)を官報、公報その他国土交通省令で定める定期刊行物に掲載し、かつ、公告内容を国土交通省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、掲示等の措置(公告内容が記載された書面の書類の送付を受けるべき者がその権利を有する売却等マンションの敷地若しくは売却敷地の区域内の適当な場所に掲示し、又は公告内容を当該場所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をいう。)をとることにより行わなければならない。ただし、マンション等売却事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合は、公告内容を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くことを要しない。

長は、同項の掲示がされている旨の公告をしなければならない。この場合において、施行者は、市町村長に当該市町村長が行うべき公告の内容を通知しなければならない。

3 第一項の掲示は、前項の規定により市町村長が行う公告のあった日から十日間しなければならない。

4 法第九十六条第二項の公告の日は、前項の規定により行う掲示の期間の満了日とする。

(書類の送付に代わる公告)

第三十四条 法第五十九条第一項の公告は、官報、公報その他国土交通省令で定める定期刊行物に掲載し、かつ、書類の送付を受けるべき者がその権利を有する売却等マンションの敷地又は売却敷地の区域内の適当な場所に掲示して行わなければならない。

2 第二十五条第二項から第四項までの規定は、前項の公告について準用する。この場合において、同条第二項中「前項本文」とあり、及び同条第三項中「第一項本文」とあるのは「第三十四条第一項本文」と、同条第二項中「より揭示等の措置」とあるのは「より同項に規定する揭示等の措置」と、「再生前マンシヨンの敷地若しくは再建敷地又は隣接施行敷地」とあるのは「売却等マンシヨンの敷地又は売却敷地」と、「施行者」とあるのは「法第九十九条に規定する組合」と、同条第三項中「公告内容」とあるのは「同項に規定する公告内容」と、「揭示等の措置」とあるのは「同項に規定する揭示等の措置」と、同条第四項中「法第九十六条第二項」とあるのは「法第五十九条第二項」と読み替えるものとする。

(書類の送付に代わる公告)

第三十五条の八 法第六十三條の五十一第一項の規定による公告は、その公告すべき内容（以下この項において「公告内容」という。）を官報、公報その他国土交通省令で定める定期刊行物に掲載し、かつ、公告内容を国土交通省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、揭示等の措置（公告内容が記載された書面を除却マンシヨンの敷地の区域内の適当な場所に揭示し、又は公告内容を当該場所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができている状態に置く措置をいう。）をとることにより行わなければならない。ただし、マンシヨンの除却事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合は、公告内容を不特定多数の者が閲覧

2 第二十五条第二項から第四項までの規定は、前項の公告について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「第三十四条第一項」と、同条第二項中「再生前マンシヨンの敷地若しくは再建敷地又は隣接施行敷地」とあるのは「売却等マンシヨンの敷地又は売却敷地」と、「施行者」とあるのは「法第九十九条に規定する組合」と、同条第四項中「法第九十六条第二項」とあるのは「法第五十九条第二項」と読み替えるものとする。

(書類の送付に代わる公告)

第三十五条の八 法第六十三條の五十一第一項の公告は、官報、公報その他国土交通省令で定める定期刊行物に掲載し、かつ、除却マンシヨンの敷地の区域内の適当な場所に揭示して行わなければならない。

することができ、状態に置くことを要しない。

2 第二十五条第二項から第四項までの規定は、前項の公告について準用する。この場合において、同条第二項中「前項本文」とあり、及び同条第三項中「第一項本文」とあるのは「第三十五条の八第一項本文」と、同条第二項中「より揭示等の措置」とあるのは「より同項に規定する揭示等の措置」と、「再生前マンシヨンの敷地若しくは再建敷地又は隣接施行敷地」とあるのは「除却マンシヨンの敷地」と、「施行者」とあるのは「法第六十三條の二に規定する組合」と、同条第三項中「公告内容」とあるのは「同項に規定する公告内容」と、「揭示等の措置」とあるのは「同項に規定する揭示等の措置」と、同条第四項中「法第九十六條第二項」とあるのは「法第六十三條の五十一第二項」と読み替えるものとする。

(書類の送付に代わる公告)

第四十二条 法第二百十二条第一項の規定による公告は、その公告すべき内容(以下この項において「公告内容」という。)を官報、公報その他国土交通省令で定める定期刊行物に掲載し、かつ、公告内容を国土交通省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、揭示等の措置(公告内容が記載された書面を分割実施敷地の区域内の適当な場所に掲示し、又は公告内容を当該場所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができ、状態に置く措置をいう。)をとることにより行わなければならない。ただし、敷地分割事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合は

2 第二十五条第二項から第四項までの規定は、前項の公告について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「第三十五条の八第一項」と、同条第二項中「再生前マンシヨンの敷地若しくは再建敷地又は隣接施行敷地」とあるのは「除却マンシヨンの敷地」と、「施行者」とあるのは「法第六十三條の二に規定する組合」と、同条第四項中「法第九十六條第二項」とあるのは「法第六十三條の五十一第二項」と読み替えるものとする。

(書類の送付に代わる公告)

第四十二条 法第二百十二条第一項の公告は、官報、公報その他国土交通省令で定める定期刊行物に掲載し、かつ、分割実施敷地の区域内の適当な場所に掲示して行わなければならない。

、公告内容を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くことを要しない。

2 第二十五条第二項から第四項までの規定は、前項の公告について準用する。この場合において、同条第二項中「前項本文」とあり、及び同条第三項中「第一項本文」とあるのは「第四十二条第一項本文」と、同条第二項中「より揭示等の措置」とあるのは「より同項に規定する揭示等の措置」と、「再生前マンションの敷地若しくは再建敷地又は隣接施行敷地」とあるのは「分割実施敷地」と、「施行者」とあるのは「法第六十四条に規定する組合」と、同条第三項中「公告内容」とあるのは「同項に規定する公告内容」と、「揭示等の措置」とあるのは「同項に規定する揭示等の措置」と、同条第四項中「法第九十六条第二項」とあるのは「法第二百十二条第二項」と読み替えるものとする。

2 第二十五条第二項から第四項までの規定は、前項の公告について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「第四十二条第一項」と、同条第二項中「再生前マンションの敷地若しくは再建敷地又は隣接施行敷地」とあるのは「分割実施敷地」と、「施行者」とあるのは「法第六十四条に規定する組合」と、同条第四項中「法第九十六条第二項」とあるのは「法第二百十二条第二項」と読み替えるものとする。